

2009年（平成21年）12月24日

市役所職員の皆さんへ

開地区自治連合会会長 海老温信
開ヶ丘自治会会長 堀江ひさよ
一里丘住宅地自治会会長 金川幸二
第二次水道対策委員会委員長 木村正孝

開浄水場休止差止め請求訴訟—京都地裁は、12月9日私達の訴えを棄却。
私たちは、即時「控訴」しました。

私たちの主張

「60年以上飲んできたこの水を飲み続けたい、災害時に不可欠な水源を残したい、水質は良く、経費も安い開浄水場を、ある日突然、合理的理由もなく休止—府営水に切り替えるとの市の方針に納得できない」こんな当たり前の訴えが、事実誤認による判決。全く残念な思いです。

判決は、「市と住民の重要な約束—歴史的事実—」を見落としている

判決は、現市長さえもが認めている重要な約束—歴史的事実を見落としています。それは「昭和51年の三者合意」です。この合意は、当時の市長から提案されたもので、「市は地下水給水を約束する」「日産は土地を提供する」「住民は簡易水道から市水道へ移管を了解する」というものです。

現久保田市長はこの事実を踏まえ、平成15年4月日産に「給水継続のため、水道用地として開浄水場の土地の寄付を」とお願いし、日産はこれを了解。開浄水場の土地は無償貸与から水道用地として市の公有財産となったのです。

即時控訴—判決は確定していない

事実を見落とした判決ゆえに、私たちは12月9日、即時控訴しました。ところが市は12月10日、市の切り替え主張は認められた、「早急に、府営水に切り替えを行う」と議会で表明したのです。

これはとんでもないことです。判決においても、「特段の事情」があれば、特種の施設から給水する義務を負うとしていながら、歴史的事実—特段の事情を見落とし、逆さまの判決を下したのです。市はこの特段の事情を認識していながら、判決をタテに切り替えるというのです。

ましてや、控訴—係争中で判決は確定していません。これまで市長は、日本は三審制（係争中は判決は確定していない）との立場を表明してきたのです。判決が確定していない現状で、府営水への切り替えを實力とするなど、判決内容やこれまでの経過などから、市民の生活を守る行政として言語道断です。

府営水切り替え強行は、市のすることではない！

12月11日、開福祉センター満員の判決報告住民集会で、「逆転勝訴に向け裁判を再度頑張る」「市の切り替え強行は認められない」「強行に際し監視体制をとる」こと等を確認しました。市民の利益を守る立場の皆さんが、判決や市の態度を吟味して下さることを願います。 <市長名公文書>裏に掲載。